

一般社団法人愛知県自動車整備振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県自動車整備振興会（以下、「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(本会の地区)

第3条 本会の事業区域は、愛知県一円とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに、自動車の整備事業の健全な発達に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、もしくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、もしくは斡旋すること。
- (3) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に対する協力に関すること。
- (4) 必要な講演会、講習会等を開くこと。
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (6) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (7) 自動車の整備に関する技術の向上及び事業運営の改善に関する教材の作成を行うこと。
- (8) 自動車整備業の立場から交通安全、公害防止、地域の安全・防犯、その他環境保全に関すること。
- (9) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること。
- (10) 自動車整備士技能検定試験に関すること。
- (11) 自動車整備技能登録試験に関すること。
- (12) 自動車整備技術者認定資格に関すること。
- (13) 自動車整備業の事業の近代化に関すること。
- (14) 会員及び関係機関との連絡協調の強化に関すること。
- (15) 会員の福利厚生に関すること。
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同する者であって自動車分解整備事業の認証を受け、地区内で整備事業を営む者及び特殊自動車整備士制度に関係ある事業を営む者が組織する団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する者であって地区内において自動車の整備に関係ある事業を営む者及びこれらの者をもって組織する団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の様式による入会申込書を本会に提出しなければならない。

- 2 入会は、理事会において可否を決定する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 本会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議に基づき、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員資格の取得)

第9条 会員の資格は、入会金及び会費を納入したときから生ずる。

(任意退会)

第10条 会員は、本会所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して、総会の日から一週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対して、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。ただし、道路運送車両法第82条第1項の規定により、自動車分解整備事業の地位を承継した者は除く。
- (4) 自動車分解整備事業の廃止又は認証の取り消しがあったとき。
- (5) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (6) 除名されたとき。

(権利の喪失)

第13条 本会を退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した入会金、会費、その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。

第4章 総 会

(種 別)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 総会は、定時総会を法人法上の定時社員総会として、毎事業年度経過後3箇月以内に開催するほか、臨時総会を必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考資料」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- 4 会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 総会に出席しない正会員が書面で議決権の行使が出来ることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 総会参考資料
 - (2) 議決権行使書

(議 長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席しない正会員は、委任状その他の代理権を証する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第23条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第18条第3項第3号に規定する議決権の行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は第21条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 55名以上60名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会があらかじめ指名した順位に従い、総会又は理事会の招集及び議長となる。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事及びその親族等である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統轄する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を総括する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して本会の業務を執行し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のために本会の事業の部類に関する取引をしようとするとき。
 - (2) 自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員責任の一部免除)

第32条 本会は、法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤理事及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 常勤理事及び外部監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第34条 本会に任意の機関として、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、本会に功労のあった者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して、意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

(3) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から会長に招集の請求があったとき

(5) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、前条第3項3号の規定により理事が招集する場合又は同第5号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内を理事会の日とする招集通知を発しなければならない。

- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委 員 会

(委員会)

第43条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、総務委員会、業務委員会、教育技術委員会、支部長会、指定整備委員会、登録試験愛知地方委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第46条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第47条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第50条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第53条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

(1) 定款

(2) 役員等名簿

(3) 会員名簿

(4) 事業計画及び収支予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 総会及び理事会の議事録

(8) 役員等に対する報酬等の支給基準

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか理事会の議決を得て定める情報公開事務規程による。

第12章 補 則

(細 則)

第58条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の成立の登記の日から施行する。
2. 社団法人愛知県自動車整備振興会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、前項の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
3. 本会の最初の代表理事(会長)は坪内協致、業務執行理事(専務理事)浅野忠信、業務執行理事(常務理事)は伊藤 務及び中村正幸とする。
4. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
5. この定款は、平成24年4月1日から施行する。